

第2章

裁判例・裁決事例の分析と検討 争訟事案から探る移転価格税制の実務上の留意点

西村あさひ法律事務所 北村 導人
弁護士・公認会計士

はじめに⁽¹⁾

近年、わが国企業はアジア諸国や新興国での経済活動を活発化させており、移転価格税制の調査対象についても、先進国所在の国外関連者との取引からアジア諸国や新興国所在の国外関連者との取引に移行している。移転価格税制に係る更正処分がされた場合、納税者は、①不服申立ておよび訴訟提起(争訟)または、②(わが国と国外関連者の所在地国とが租税条約を締結している場合)、相互協議の申立ての手続を採ることができる。しかしながら、新興国等には租税条約未締約国が含まれており、また租税条約締約国であったとしても相互協議が十分に機能しない国もあることから、今後、争訟手続

が紛争解決手段として重要性を増すものと考えられる。

本稿は、企業が移転価格税制に関する争訟を行うか否かを判断する際に調査・検討すべき、移転価格税制に関する過去の主要な裁判例および裁決(次頁図表1「移転価格争訟事案一覧」(以下、「一覧」という)参照)について、その事案、争点および裁判所または国税不服審判所の判断につき、独立企業間価格の算定方法ごと(基本三法、基本三法に準ずる方法、利益分割法、推定課税)に分けて検討を行い、加えてかかる争訟事案から示唆される移転価格課税対応に関する留意事項について述べる⁽²⁾。

(1) 略語については、本稿で特に断りのない限り、第1章で定義した略語を用いる。また、判決引用文中の傍点および注はすべて筆者によるものである。

(2) 移転価格税制に関する裁判例等について詳細な検討をしたものとして、中里美「太田洋弘中聡浩」宮塚久編著「移転価格税制のフロン

基本三法が争われた裁判例

ティア(有斐閣、2011年)、拙著(北村導人)「移転価格課税に関する裁判例の分析と実務上の留意点(上)」税務事例40巻11号34頁、同(中)「税務事例」40巻12号31頁、同(下)「税務事例」41巻1号40頁等がある。

(1) 今治造船事件高松高裁判決⁽³⁾(一覧①)

本事件は、船舶の製造等を業とする納税者がパナマにある子会社との間で行った船舶建造請負取引(以下、「本件請負取引」という)に対して、CUP法に基づく移転価格課税更正処分がなされたため、納税者がその取消しを求めた事案である(図表2(18頁))。高松高裁は納税者敗訴の判決を下したが、移転価格課税取消訴訟に係る最初の裁判例として注目

された。

本事件における主な争点は、①本件請負取引に対するCUP法の適用の可否、②比較対象取引との差異調整の範囲および③独立企業間価格の「幅」が認められるかという点である。

争点①について、納税者は、本件請負取引は、その個性性が強く、比較対象取引は存在しないため、CUP法は適用できないと主張したが、高松高裁は、「国際的な船舶建造請負取引には取引相場が存在しており、一定の価格水準なるものを観念することができるのであるから、本件各取引に係る船舶を他の取引と比較することによって独立企業間価格を算定することが、一般的に不合理ということはできない」とした。そして、CUP法の要件である「同種の棚卸資産」の取引と認められるためには、(本事件では、国際的な船舶相場の区分に従い)「資産の性状・構造・機能等の面で、物理的・化学的な相当程度の類似性が必要」であるところ、その判断において、納税者が主張する販管費や総原価の多寡等を考慮することは予定されていないとして、その主張を排斥し、CUP法の適用を認めた。

また、争点②について、納税者は、